

パブリックコメント

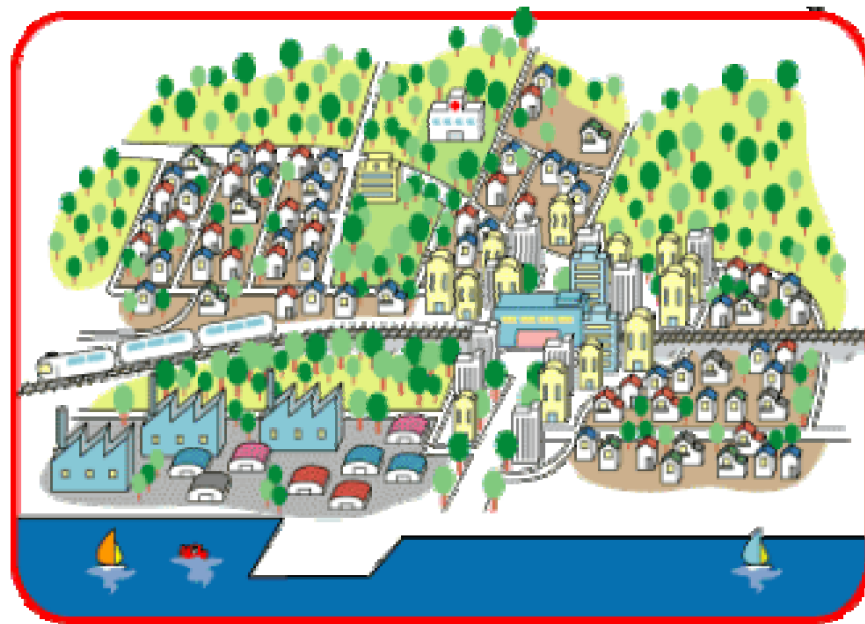
「特別用途地区建築制限緩和条例」(案) に対する意見募集について

市では、美濃加茂市特別用途地区建築制限緩和条例の制定について検討しています。この条例の必要性および制定に向けた基本的な考え方については、以下のとおりです。意見募集の対象は、項番⑦の部分となります。

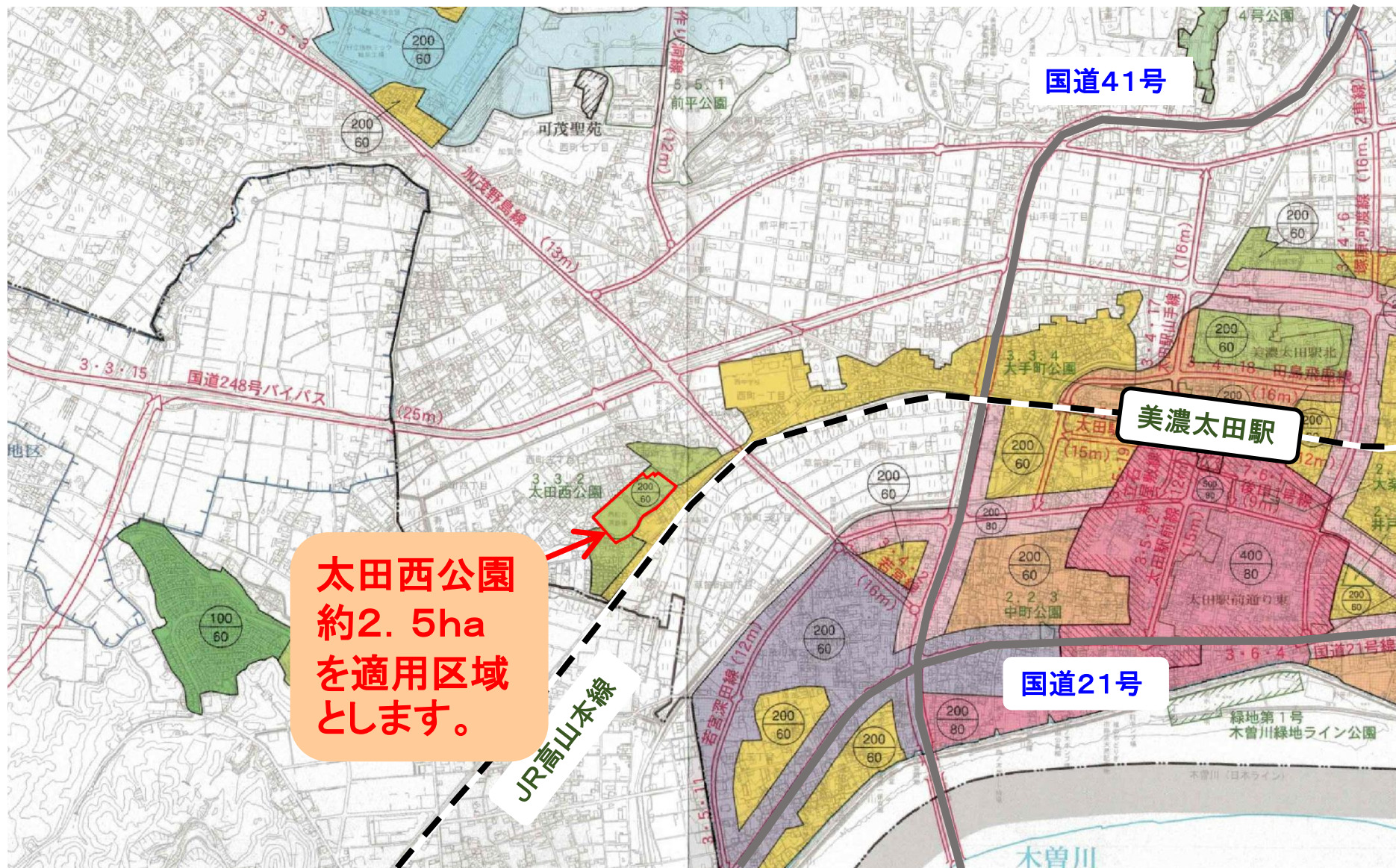
- ① 都市計画決定とは？
- ② 条例を適用する区域
- ③ 太田西公園のこれまで
- ④ 太田西公園の上位計画の位置付け
- ⑤ 特別用途地区の指定
- ⑥ 都市公園区域の変更
- ⑦ 特別用途地区建築制限緩和条例(案)の概要
- ⑧ 今後のスケジュール
- ⑨ 参考資料

①都市計画決定とは？

- 都市計画決定とは、都市計画法に基づく一定の手続きにより、将来のまちづくりに必要な、土地利用についての取り決めや、道路、公園などの施設等の計画を決定することです。



②条例を適用する区域



③太田西公園のこれまで

- 昭和56年に供用開始し、地域住民の憩いの場として親しまれています。

公園内にある体育館は、

- 建設から50年以上が経過し、**老朽化**しています。
- **耐震機能**も有していません。



④太田西公園の上位計画の位置付け <1>

・美濃加茂市第5次総合計画



公園・緑地の整備に関する主要な取組みとして

・身近な公園の整備

：老朽化した遊具・施設等の改修を行い、市民の**交流や憩いの場**としての**身近な公園を整えます。**

地域ぐるみの防災・減災体制の整備に関する主要な取組みとして

・公共施設、一般住宅の耐震化の促進

：道路や河川を整えると共に、学校施設・**公民館などの公共施設**や一般住宅において**耐震化を進め、災害に強い社会基盤をつくります。**

④太田西公園の上位計画の位置付け <2>

・美濃加茂市都市計画マスタープラン



太田地域における公園・緑地のまちづくり方針として

- ・市街地形成や誘致距離圏等を踏まえ、**公園・緑地の整備を促進**します。
- ・本地域は、山手地域の駅南地区と一体となって本市の中心となる地域であり、**広場などのオープンスペースの確保**に努めます。

④太田西公園の上位計画の位置付け <3>

・美濃加茂市スポーツ推進計画

西体育館における現状と課題について

- ・建設から50年以上経過しており、施設の耐震化などの安全性が確保されていません。

また、地域の災害時の避難所にも指定されていることから、早急に新施設の建設が求められています。

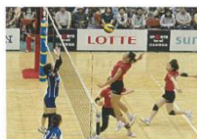
西体育館における主な取り組みとして

- ・武道や軽スポーツを中心とした体育館を建設し、地域の避難所や集会場にも利用できる施設として整備していきます。

美濃加茂市

スポーツ推進計画

「もっとスポーツ計画」



市民協働部スポーツ振興課

④太田西公園の上位計画の位置付け <4>

・美濃加茂市地域防災計画

避難施設（避難所）の開設基準について

- ・大規模な災害のため第1次避難施設（避難所）に収容できないときは**第2次避難施設（避難所）を開設**します。

※本体育館は、第2次避難施設として指定されています

以上の位置付けから・・・

- ・ 近隣住民の憩いの場
- ・ スポーツ・レクリエーションの場
- ・ 地域の防災拠点

としての役割を果たせるよう、**体育館の建替え**が計画されており、**建替えに伴い、都市計画決定**を行うものです。

⑤特別用途地区の指定 <1>

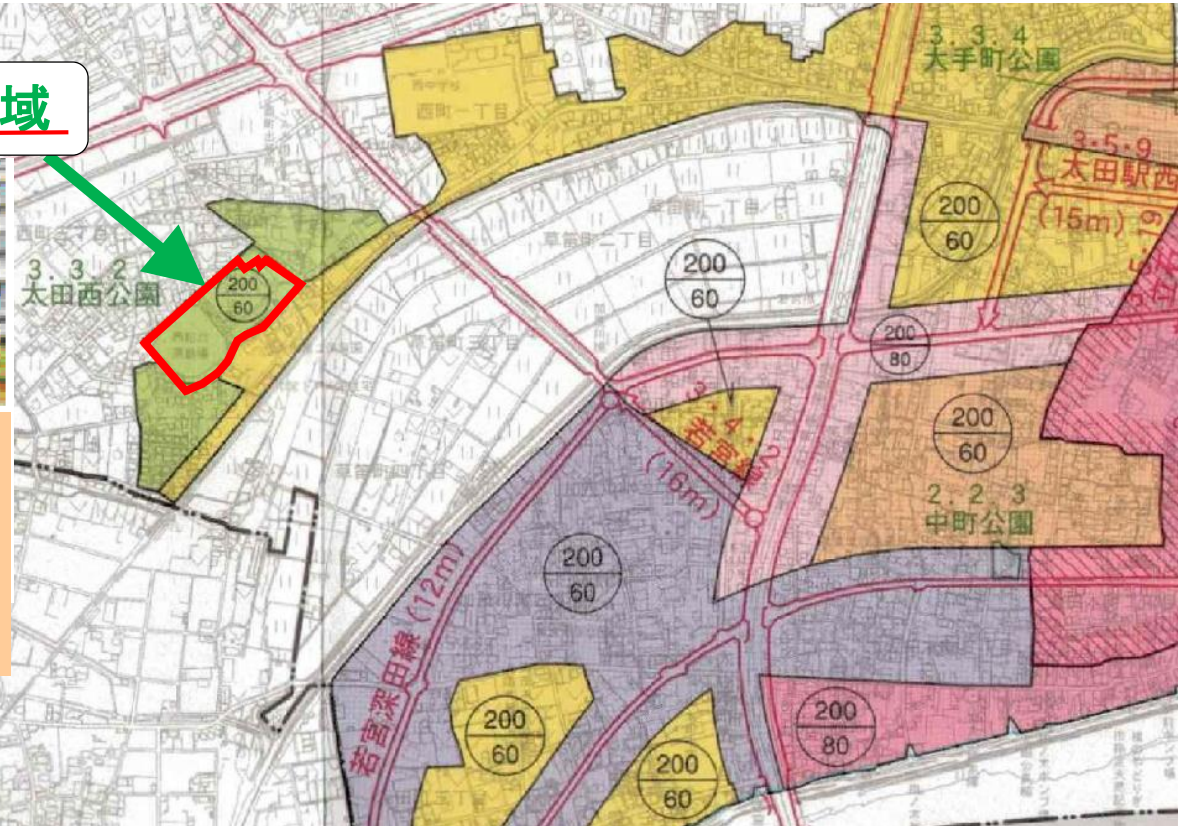
• 用途地域とは、

住居・商業・工業などの土地の用途を適切に配分し、良好な都市環境を誘導する制度です。太田西公園の区域は、第1種中高層住居専用地域です。

第1種中高層住居専用地域

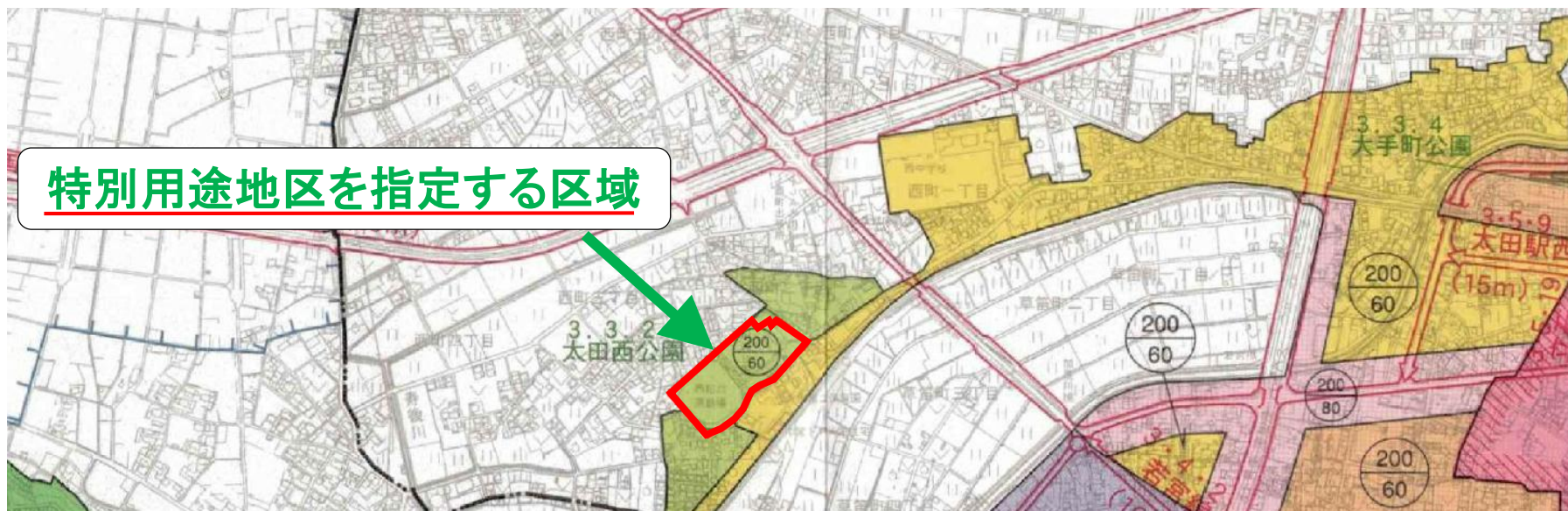


中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。



⑤特別用途地区の指定 <2>

- 現在の用途地域（第1種中高層住居専用地域）では、建築基準法において**体育館を建設できません**。建替えるためには**特別用途地区**を指定し、**条例で建築制限を緩和**する必要があります。



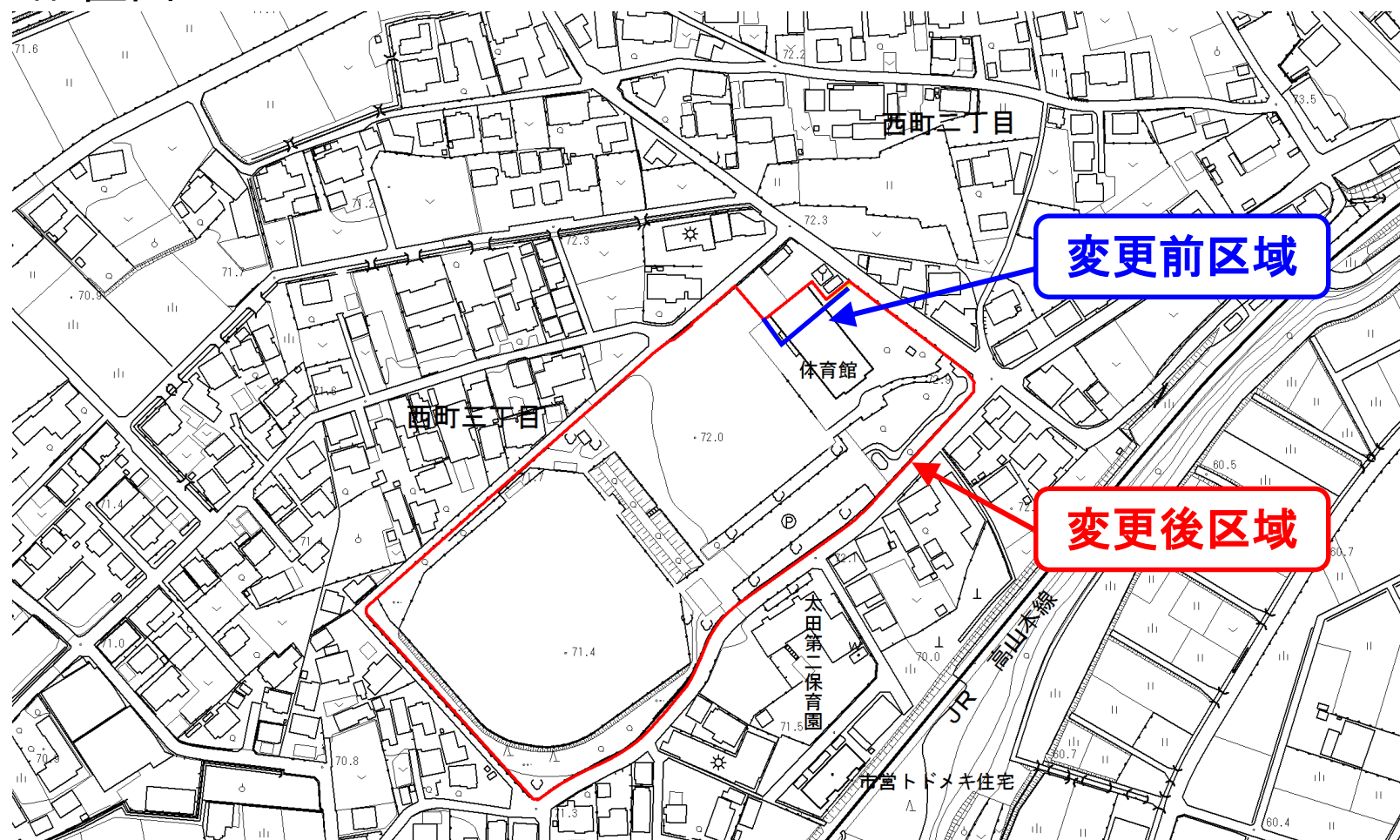
- 特別用途地区**とは、

用途地域における建築物の用途に係る規制を、建築条例により強化または緩和し、その土地にふさわしい土地利用の増進を図るものです。

太田西公園区域に特別用途地区を指定することにより、建築制限を緩和し、**体育館の建替えができるように**します。

⑥都市計画公園区域の変更

• 配置図



- 特別用途地区の指定にあわせて、北側エリアも公園施設として整備し、利便性を向上させるために公園区域を拡大します。

⑦特別用途地区建築制限緩和条例(案)の概要 <1>

○美濃加茂市特別用途地区建築制限緩和条例(案)

平成 29 年〇月〇日

条例第〇号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 49 条第 2 項の規定に基づき、特別用途地域内における建築物の建築制限の緩和について、必要な事項を定めるものとする。

(適用地区)

第 2 条 この条例の規定は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 2 号に規定する特別用途地区として同法第 20 条第 1 項の規定により告示された美濃加茂市太田西公園娯楽・レクリエーション地区に係る都市計画において定める土地の区域（以下「建築制限緩和地区」という。）について適用する。

(建築制限の緩和)

第 3 条 建築制限緩和地区においては、別表の左欄に掲げる建築物であって、同表の右欄に掲げる規定にかかわらず、建築することができる。

附 則

この条例は、美濃加茂市太田西公園娯楽・レクリエーション地区に関する都市計画の決定に係る都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

建築制限緩和建築物	建築制限規定
都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する運動施設	法第 48 条第 3 項

⑦特別用途地区建築制限緩和条例(案)の概要 <2>

【第1条】趣旨

この条例は、[建築基準法（昭和25年法律第201号）第49条第2項](#)の規定に基づき、特別用途地区内における建築制限を緩和し、太田西公園の区域に体育館を建設するために制定するものです。

<建築基準法第49条第2項>

特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、[前条第1項から第12項](#)までの規定による制限を緩和することができる。

<前条第1項から第12項>

各用途地域にどのような建物が建築できるかを規定しています。太田西公園区域の用途地域は、第1種中高層住居専用地域であり、建築制限により体育館は建築できないことが規定されています。

【第2条】適用範囲

この条例が適用される範囲は、[都市計画法（昭和43年法律第100号）](#)[第8条第1項第2号](#)に規定する区域（特別用途地区）とすることを規定します。[同法第20条第1項](#)の規定による告示をした「太田西公園娯楽・レクリエーション地区」に係る都市計画で定める土地の区域（以下「建築制限緩和地区」という。）について適用するものであり、太田西公園区域以外については、適用されないことを規定します。

<都市計画法第8条第1項第2号>

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区または街区を定めることができる。

2 特別用途地区

<都市計画法第20条第1項>

都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあっては関係市町村長に、市町村にあっては都道府県知事に、第14条第1項に規定する図書の写し送付しなければならない。

【第3条】 建築制限の緩和

建築制限緩和地区において建築することができる建築物を規定します。[都市公園法（昭和39年法律第79条）第2条第2項第5号](#)に規定する建築物にあっては、[建築基準法第48条第3項](#)の建築制限規定（体育館は建築不可）にかかわらず建築できることを規定します。

<都市公園法第2条第2項第5号>

この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

5 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で[政令](#)で定めるもの。

<政令：都市公園法施行令第5条第4項第2号>

1 都市公園法第2条第2項第5号に定める運動施設は、次に掲げるものとする。

野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、～省略～

2 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあっては、国土交通大臣が定める運動施設

【附則】

この条例の施行日について、「美濃加茂市太田西公園娯楽・レクリエーション地区」に関する都市計画決定に係る告示の日から施行することを規定します。

条例の施行日については、この条例が特別用途地区に関する都市計画決定に伴い制定するものであることから、都市計画決定の告示日と同日とすることを規定します。

⑧今後のスケジュール

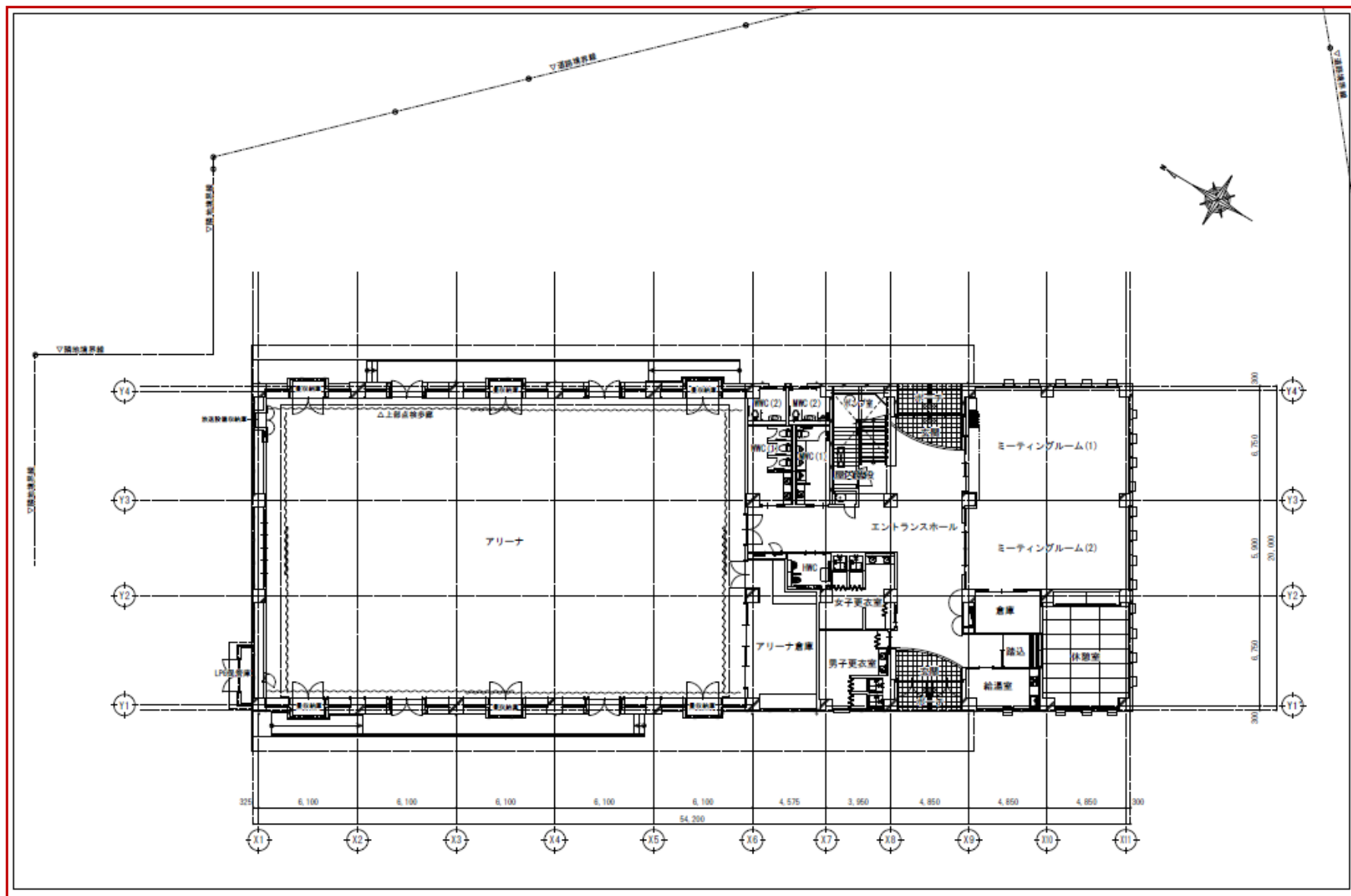
※日付はすべて予定です。

手続の内容	特別用途地区の決定 都市計画公園の変更	建築制限緩和条例制定
岐阜県都市建築部長 事前協議	4月上旬 承認	
国土交通大臣承認		4月上旬 申請 6月上旬 承認
計画案の縦覧	5月中旬～5月下旬	
建築条例議案上程・制定		6月市議会
市都市計画審議会	6月中旬	
岐阜県知事協議	6月下旬 申請 7月上旬 回答	
決定告示	9月上旬	
条例施行		9月上旬

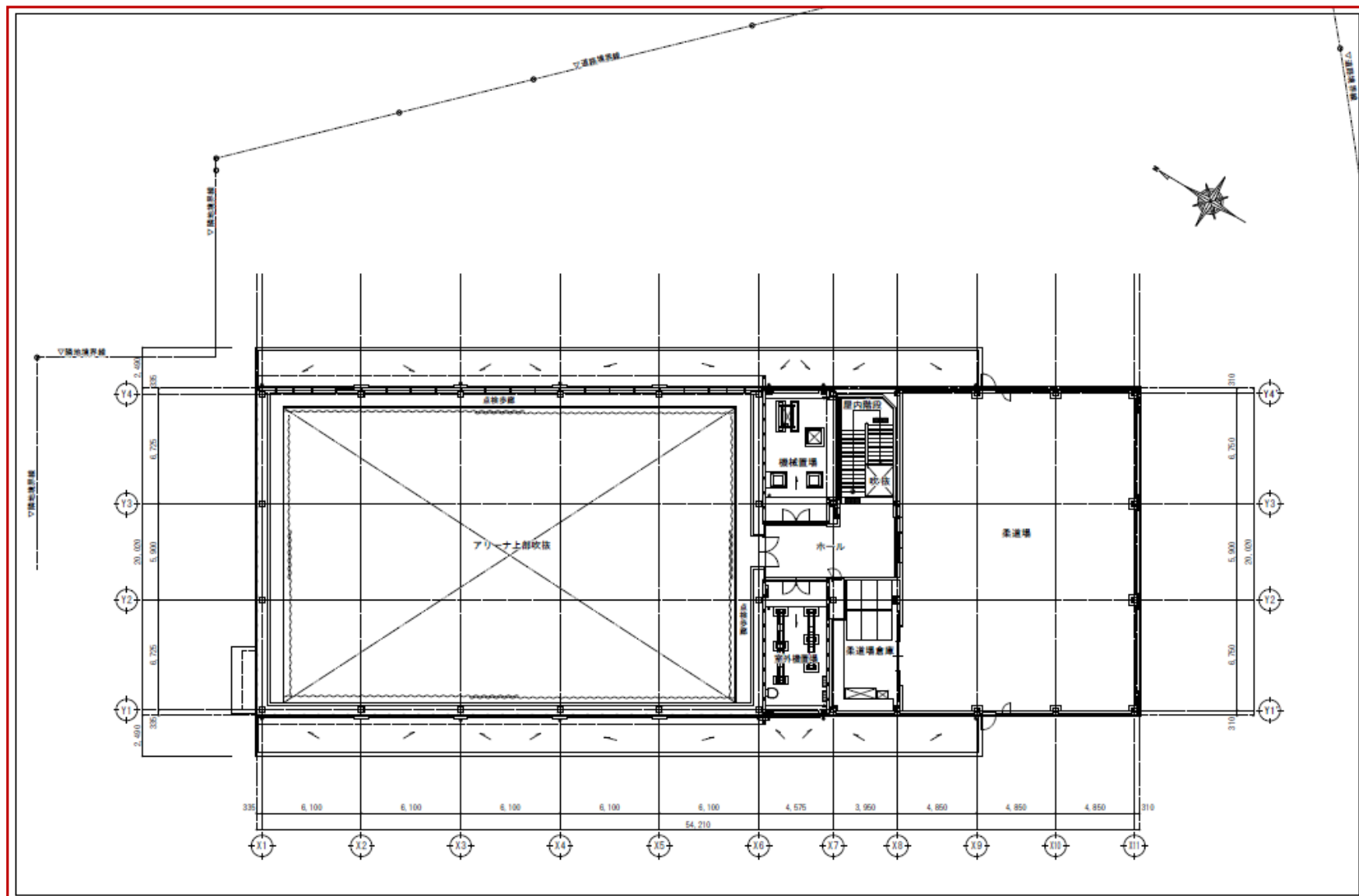
⑨参考資料

太田西公園の体育館建替え
に関する参考資料

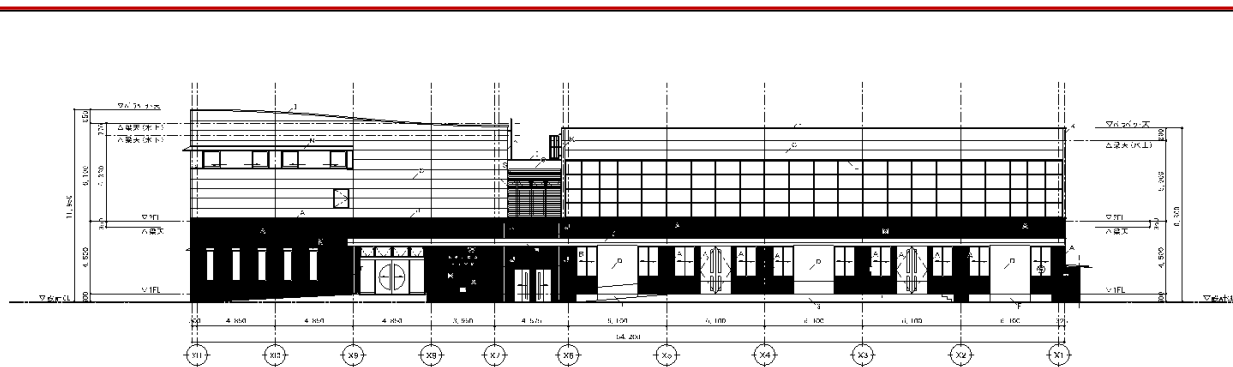
1階平面図



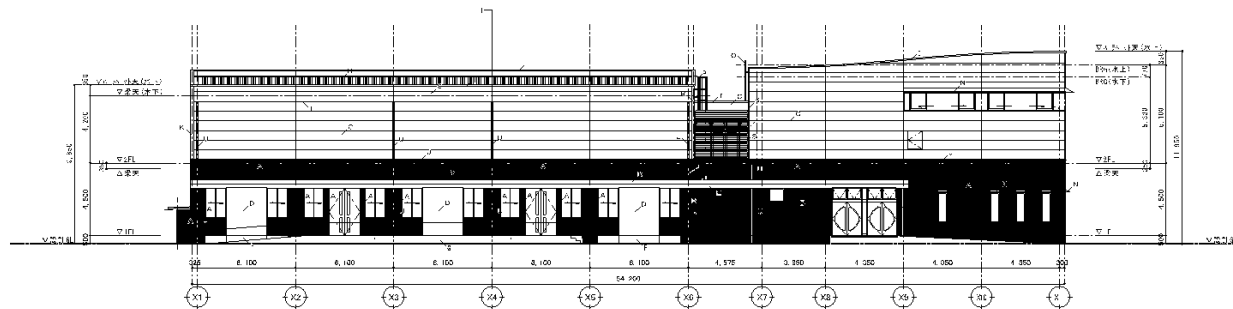
2階平面図



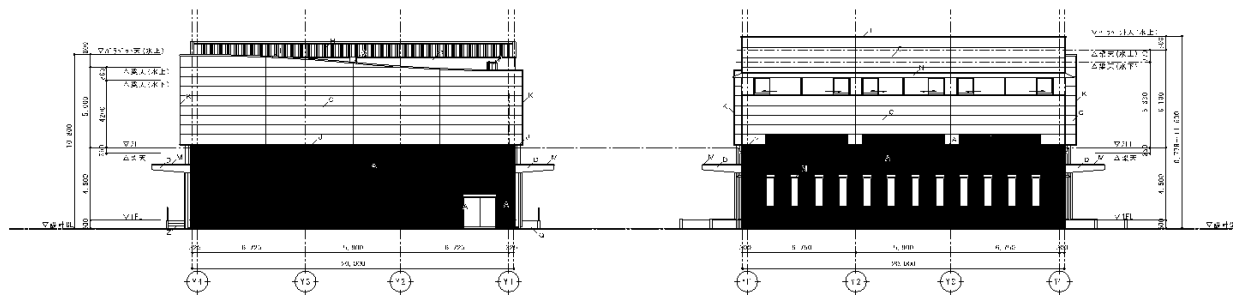
立面図



東面



西面



北面

南面

■凡 例 (※詳細は必ず仕様書に併用)

A	コンクリート打設し、和工にてリブクワイ、施工
B	コンクリート打設し、和工にてリブクワイ、施工
C	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
D	コンクリート打設し、和工にてリブクワイ、施工
E	コンクリート打設し、和工にてリブクワイ、施工
F	コンクリート打設し、和工にてリブクワイ、施工
G	コンクリート打設し、和工にてリブクワイ、施工
H	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
I	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
J	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
K	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
L	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
M	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
N	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
O	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
P	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
Q	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
R	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
S	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
T	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
U	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
V	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
W	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
X	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
Y	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工
Z	鉄骨造、コンクリート打設、和工にてリブクワイ、施工

■凡 例
● 防火設備を示す

完成予想図

